

# 仕 様 書

## 1 件名

車両型郵便局の保管管理業務等の委託

## 2 保管管理等の対象

### (1) 車両型郵便局（以下「車両」という。）7台（予定）

詳細は以下のとおり。

通番	車種説明	数	サイズ	備考
1	マイクロバスをベースに架装したものの	1	全長 6,250 mm 全幅 2,030 mm 全高 2,810 mm	要普通免許
2	1.5tトラックをベースに架装したものの	1	全長 4,840 mm 全幅 1,910 mm 全高 3,210 mm	要普通免許 (尿素 SCR システム搭載車)
3	3tトラックをベースに架装したものの	2	全長 7,270 mm 全幅 2,090 mm 全高 3,270 mm	要中型免許 ※ (尿素 SCR システム搭載車) 車載発電機有
4	4tトラックをベースに架装したものの	3	全長 7,960 mm 全幅 2,390 mm 全高 3,250 mm	要中型免許 ※ (尿素 SCR システム搭載車) 車載発電機有

※ 2007年6月1日以前に普通免許を取得しており、免許証の条件欄に「中型車は中型車(8t)に限る」の表記がある場合、普通免許で運転可能

### (2) 交換用トラックタイヤ（以下「タイヤ」という。）21本（予定）

## 3 委託期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

※ 委託期間の満了日の1か月前までに委託期間の満了に伴う終了の通知をしない場合は、当該満了日の翌日から起算して1年間委託期間を更新するものとし、以後における委託期間の満了の際も同様とする。ただし、委託期間は、2027年3月31日を超えないものとする。

なお、業務習熟等による効率化、市場価格の動向、技術革新等の観点から、本契約金額について見直しを行うことを目的として、都度の契約更新前に協議するものとする。

## 4 委託内容

日本郵便株式会社チャネル企画部総括担当（以下「主管担当」という。）の依頼に基づき、車両等に関わる下記(1)から(8)までの作業を実施すること。

- (1) 車両等の保管管理
- (2) 車両の移送等
- (3) タイヤの配送
- (4) 車両の日常点検、洗車等

- (5) 燃料等の補給
- (6) 搭載機器類の保守点検立合い
- (7) 車検証記載事項変更事務
- (8) 車両関係物品の郵送

## 5 委託内容詳細

### (1) 車両等の保管管理

#### ア 車両の通常保管

受託者は車両を常時移送できるよう、適切に保管すること。

なお、通常保管場所の条件は以下を全て満たすものとする。

- (ア) 警備体制が整っていること。
- (イ) 車庫登録できるよう2km以内に郵便局（簡易郵便局を除く。）があること。
- (ウ) 東京都近郊（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）に1箇所、大阪府近郊（大阪府・兵庫県・京都府）に1箇所の計2箇所とし、いずれも公共交通機関を用いて容易に行ける場所で、2台以上保管できるスペースがあること。

また、車両本体や搭載された装備品・機器類の点検保守等を行う際に、車両保守店等の社用車1台程度を一時的に駐車できるスペースがあること。

なお、主幹担当から、東京都近郊、大阪府近郊の2箇所以外について、通常保管場所の追加の申し出があった際は協議のうえ、追加の検討をするものとする。

#### イ 車両の一時保管

受託者は車両を移送する際、一時的に通常保管場所とは別の場所で待機させる必要が発生した場合も、適切に保管すること。

なお、一時保管場所は予め、別紙1「車両の一時保管地域」に記載する各地域に1ヵ所以上設定することとし、条件は以下を全て満たすものとする。

- (ア) 警備体制が整っていること。
- (イ) 2台以上保管できるスペースがあること。

#### ウ タイヤの保管

受託者はタイヤが劣化等しないよう、適切に保管すること。

なお、タイヤ保管場所の条件は以下を全て満たすものとする。

- (ア) 警備体制が整っていること。
- (イ) 屋根付きであること。

また、契約締結後、現在のタイヤ保管場所（神奈川県横浜市）から、速やかにタイヤ21本（予定）を引き取ること。

なお、現在のタイヤ保管場所の詳細は、契約締結後主管担当から提示する。

#### エ 車検等の受検に係る日程調整等

受託者は主管担当が指示する車両保守店と車検・法定点検及び修理の日程調整を行うこと。

また、車検等受検後、車検証（写）又は整備記録（写）を主管担当に送付すること。

### (2) 車両の移送等

#### ア 車両管理責任者等の指定

受託者は車両を安全・確実に移送するため、車両管理責任者1名及び車両管理員2名以上選定すること。

なお、車両管理責任者及び車両管理員の条件は以下のとおり。

- (ア) 車両管理責任者の条件

以下のいずれかを満たすものとする。

- A 安全運転管理者の選任を受け、運転管理1年以上の実務経験を有する者
- B 3年以上の運転管理の実務経験を有する者

(イ) 車両管理員の条件

以下の全てを満たすものとする。

- A 年齢が65歳未満の者で、中型自動車運転免許（普通自動車運転免許で「中型車は中型車(8t)に限る」と表記されているものを含む。）を有し、免許の取得期間が3年以上であること。ただし、オートマチック限定免許を除く。
- B 過去10年間において、概ね1年程度、自動車（貨物自動車を含む。）の運転を業務として行っていた実務経験を有すること（同等と認められる場合を含む。）。
- C 運行管理内の地理・道路網に精通していること。

イ 車両に関する教育

受託者は車両管理責任者及び車両管理員が契約の履行に必要な知識（安全・円滑な移送に関する知識・車両の構造及び設置要件等）を確保できるよう努めるものとし、主管担当が開催する研修等に参加させる等、適切な教育を行うこと。

ウ 車両移送業務

受託者は主管担当から別紙2「車両移送依頼書」により通知された内容により下記の対応を行うこと。

(ア) 移送計画の立案

A 通常移送

主管担当から到着予定日の10営業日（この仕様書において「営業日」は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日とする。）前までに移送先等を通知するので、車両管理責任者に安全・確実に移送できるよう移送計画を立案させること。

B 緊急移送

大規模災害が発生した場合、被災地における郵便局サービスを実施するため、緊急移送を依頼する場合があります。主管担当から到着予定日の3営業日前を目安に移送先等を通知するので、車両管理責任者に安全・確実に移送できるよう移送計画を立案させること。

(イ) 移送計画の協議

主管担当からの移送依頼内容について、車両管理責任者が安全運転の確保から不適切と判断した場合には、受託者は主管担当に対し移送内容の変更について申し入れることとし、その申し入れに対しては主管担当と受託者双方で協議するものとする。

(ウ) 移送に係る事前連絡

通常移送の場合、移送計画の立案後、到着予定日の6営業日前までに引取先の担当者（以下「現地担当者」という。）に連絡し、日時・車両設置場所の確認を行うこと。

また、到着予定日の1営業日前に最終確認を行うこと。

(エ) 移送の実施

車両の運転は、車両管理責任者又は車両管理員が行うこととし、移送計画に従い安全・確実に移送すること。

(オ) 車両の設置等

A 車両の設置・展開・取扱方法説明

車両到着後、車両管理責任者又は車両管理員は、現地担当者の指示に従い、車両を設置・展開（引上げの場合は格納）し、現地担当社員に車両の取扱方法等を説明すること。

B 車両鍵の授受

現地担当者と車両の鍵の授受を行うこと。

なお、鍵の授受に当たっては別途指定する書面を使用し2部（受託者用及び日本郵便株式会社用）作成の上、日本郵便株式会社用については現地担当者に渡すこと。

エ 車両管理者等の待機

通常移送時・緊急移送時ともに、主管担当から車両管理者等が移送先で待機するよう通知を受けた場合は、受託者は現地担当者の指示に基づき、車両の移動を行えるよう、車両管理者又は車両管理員を車両の近くで待機させること。

なお、待機時間は移送先到着から8時間程度とする。

オ 警備員の派遣

通常移送時・緊急移送時ともに、主管担当から警備員を移送先に派遣するよう通知を受けた場合は、受託者は車両の警備を行えるよう、車両の到着予定時刻までに施設警備業務（1号）の教育を受けた警備員を派遣すること。

なお、警備時間は移送先到着から8時間程度とする。

(3) タイヤの配送

主管担当から到着予定日の10営業日前までに移送先等を別紙3「タイヤ移送依頼書」により通知するので、安全・確実に配送すること。

(4) 車両の日常点検・洗車等

ア 車両の日常点検

以下のとおり日常点検を行うこと。

なお、不良箇所があった場合は、速やかに主管担当へ報告すること。

(7) 乗務前点検

車両を移送する際、乗務前に別紙4「日常点検簿」に基づき、日常点検を行うこと。

ただし、同日中に複数箇所移送する場合には、日常点検は1回でよいものとする。

(1) 定期点検

保管場所において1か月以上車両を保管する場合は、月1回別紙4「日常点検簿」に基づき、日常点検を行うこと。

なお、この際は、車両本体のバッテリー及びエンジン保全のため、15分以上アイドリングを行うこと。（上記2(1)で示している発電機を搭載している車両については、10分以上発電機を運転すること。）

イ 洗車

下表のとおり洗車及び車内清掃を行い、別紙5「洗車実施記録簿」を作成すること。

区分	要件	実施時期
移送前洗車	保管場所からの移送前（緊急移送を除く）	出発前の前日又は前々日
移送後洗車	保管場所への移送後	到着後5日以内
長期保管洗車	保管場所において2ヶ月以上保管している場合	奇数月 ※ただし、同月に「移送後洗車」を実施した車両は除く。

ウ タイヤ交換

移送時の気候等に応じてタイヤ交換が必要な場合は、主管担当に報告し承認を得た上で保管しているタイヤと交換すること。

(5) 燃料等の補給

ア 車両の移送に必要な燃料を補給すること。

- イ 発電機を搭載した車両について、営業初日の発電に必要となる燃料を補給すること。
- ウ 尿素 SCR システムを搭載した車両について、移送に必要となる尿素水を補給すること
- エ 車両は契約開始時に燃料を満タンで引き渡すので、契約満了時に保管中の車両は燃料等を満タンで引き渡すこと。

(6) 搭載機器類の保守点検立合い

車両に搭載された装備品・機器類の点検保守等を行うに当たって、主管担当から依頼がある場合、受託者は点検保守立会いを実施するとともに、その点検保守結果を確認し主管担当に報告すること。

(7) 車検証記載事項変更事務

受託者は、本契約の締結に伴い車検証上の「仕様の本拠の位置」が変更となる場合は、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく「自動車保管場所証明書」の申請を行うとともに、道路運送車両法に基づき住所変更等（車両ナンバーの変更事務を含む。）を行うこと。

(8) 車両関係物品の送付

受託者は、主管担当から保管中の車両に格納している車両関係物品の送付依頼があった場合は、郵便又はゆうパックを使用し、速やかに主管担当から指示された宛先へ送付すること。

## 6 主管担当への報告

(1) 作業完了報告書等の提出

受託者は当月分の作業内容をまとめ、下記の書類を、作業実施の翌月第5営業日までに下記の書類を提出すること。

ア 作業完了報告書

イ 別紙4「日常点検簿」

ウ 別紙5「洗車実施記録簿」

エ 別紙6「作業内容・内訳」

オ 変更後の車検証の写し（上記5(7)を行った場合に限る。）

カ 領収書（ゆうパックの場合はお客さま控えラベル）の写し（上記5(8)を行った場合に限る。）

(2) その他の報告

移送中又は保管中に車両（搭載物品を含む。）が損傷・盗難の被害に遭った場合、受託者は速やかに主管担当に連絡の上、書面をもって主管担当に報告を行うこと。

## 7 年間予定数量

別紙7「年間予定数量」のとおり。

## 8 業務の再委託

(1) 本件業務全部の再委託は禁止する。本件業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業務の内容、再委託先の担当者氏名その他再委託に係る契約の概要について、事前に書面で日本郵便株式会社に通知し、日本郵便株式会社の書面による承諾を得なければならない。なお、本件業務の一部を再々委託する場合の取扱いも同様とする。

(2) 受託者は、本件業務の一部を第三者に再委託する場合は、日本郵便株式会社と受託者との守秘義務に関する条件その他の契約条件を遵守できることを再委託の条件として示し、同条件を遵守する義務を課す旨の契約を再受託者と締結しなければならない。また、再受託者に対しては、再委託業務に必要な情報に限り開示することができるものとする。

(3) 受託者は、下請代金支払遅延等防止法を遵守し、下請業者に対する優越的地位の濫用を防止す

るため必要な教育、研修を行うものとする。

## 9 委託料等

(1) 委託料は次のア～カについては単価契約とし、キについては実費を支払うこととする。

### ア 保管費

上記5(1)にかかる費用

(ア) 車両保管費(単位:台/月)

(イ) タイヤ保管費(単位:台/月)

### イ 車両移送費

上記5(2)にかかる費用

(ア) 車両移送費(単位:台/回)

別紙8「車両移送料金表」による。

(イ) 待機費(単位:人/時間)

(ウ) 警備費(単位:人/時間)

### ウ タイヤ配送費(本/回)

上記5(3)にかかる費用

別紙9「タイヤ移送料金用」による。

### エ 管理費

上記5(4)にかかる費用

(ア) 日常点検費(単位:台/回)

(イ) 洗車費(単位:台/回)

(ウ) タイヤ交換費(単位:台/回)

### オ 立会費(時間)

上記5(6)にかかる費用

### カ 車検証記載事項変更事務費(台/回)

上記5(7)にかかる費用

### キ 車両関係物品送付費

上記5(8)にかかる費用

(2) 委託料は月に1回取りまとめて支払うものとする。

## 10 委託料に関する留意点

(1) 移送費に関する留意点

契約締結後速やかに別紙8「車両移送料金表」及び別紙9「タイヤ移送料金表」の様式を用いて通常保管場所を起点とした都道府県別の料金表を作成し、事前に主管担当の了承を得ることとし、料金表作成にあたっては、距離に応じた合理的な料金になるよう設定すること。

また、離島への渡航費が発生する場合については、主幹担当と協議のうえ、料金表とは別に、実費で支払うこととする。

なお、料金表には以下のものを含むこととする。

ア 燃料代(尿素水代含む。)

イ 有料道路通行料

ウ フェリー運賃(離島を除く渡航費)

エ 運転者交通費

- オ 運転者宿泊費
- カ 現地担当者への取扱方法説明に係る人件費
- (2) 管理費に関する留意点
  - 管理費には以下のものを含むこととする。
  - ア 定期点検時のアイドリング及び発電機の運転に係る燃料代（尿素水代含む。）
  - イ 適正値を下回っている場合の少量補充に係るエンジンオイル代、冷却水代、ウィンドウォッシャー液代。
  - ウ 洗車に係る水道代、洗車用具代。
  - エ 車両搭載機器点検時等に係る電気代。
- (3) 車検証記載事項変更事務費に関する留意点
  - 自動車保管場所証明書の申請料等、変更事務に係る諸費用はすべて含む。

## 11 損害賠償等

- (1) 日本郵便株式会社及び受託者は、この仕様書に特に定めた場合を除き、この契約の履行に関して相手側の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、この契約の解除の有無にかかわらず、客観的に承認された損害額の証明に基づき、相手方に対し、損害賠償を請求できるものとする。  
なお、車両の運行中又は保管中に車両が損傷した場合、受託者は車両の現在価値を限度として、その損害を日本郵便株式会社に賠償しなければならない。ただし、故意又は重大な過失に基づく場合は、損害賠償の限度は設けない。
- (2) 上記(1)の損害賠償のうち交通事故に関わるものは、別紙10「自動車保険（任意保険）内容」に示した日本郵便株式会社が加入している保険を利用することができる。ただし、損害賠償額が加入保険の保険金額より高い場合の不足額及び重大な過失等により保険の対象とならなかった場合の賠償金は受託者負担とする。

## 12 その他

- (1) 車検・法定点検・修理の実施、自動車税・自動車重量税の支払い、自賠責保険・別紙10「自動車保険（任意保険）内容」で示した内容の自動車保険（任意保険）への加入は、本契約とは別に日本郵便株式会社が手配し、その費用を負担する。
- (2) この仕様書の内容等についての詳細及び疑義等に関する質問、その他特に必要がある場合は、主管担当（Tel03-3477-0674）に問い合わせること。

## 車両の一時保管地域

以下の各地域内に1か所以上の一時保管が可能な場所を有していること。

北海道地域	北海道			
東北地域	青森県	岩手県	宮城県	
	秋田県	山形県	福島県	
甲信越地域	山梨県	新潟県	長野県	
中部地域	富山県	石川県	福井県	岐阜県
	静岡県	愛知県	三重県	
中国・四国地域	鳥取県	島根県	岡山県	広島県
	山口県	徳島県	香川県	愛媛県
	高知県			
九州・沖縄地域	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県



\*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

※※※※ 御中

日本郵便株式会社  
チャンネル企画部

### 車両移送依頼書

\*\*\*\*\*-\*\*\*\*「車両型郵便局の保管管理業務等の委託」契約に基づき、下記のとおり移送を依頼いたします。

#### 記

- 1 対象車両  
車両型郵便局\*\*\*号車 (\*\*\*\* \* \*\*\*\*)
- 2 移送日時等  
\*\*県から\*\*県へ

	出 発	到 着
日時		
名称		
住所		
担当者		

- 3 車両管理者等の待機  
有・無 (※※時間 (予定))
- 4 警備員の派遣  
有・無 (※※時間 (予定))

以上

\*\*\*\*年 \*\*月 \*\*日

※※※※ 御中

日本郵便株式会社  
チャンネル企画部

### タイヤ移送依頼書

\*\*\*\*\*-\*\*\*\*「車両型郵便局の保管管理業務等の委託」契約に基づき、下記のとおり移送を依頼いたします。

#### 記

- 1 対象車両  
車両型郵便局\*\*\*号車（\*\*\*\* \* \*\*\*\*）用：\*\*本
- 2 移送日時等  
\*\*県から\*\*県へ

	出 発	到 着
日時		
名称		
住所		
担当者		

以上

## 日常点検簿

対象車両	号車
車両ナンバー	
点検日	年 月 日 ( )
確認者	
点検者	

点検項目	内容	結果
1 法令で備え付け義務がある書類	有効な車検証(原本)が備え付けられていること	
	有効な自賠責証明書(原本)が備え付けられていること	
	定期点検整備記録簿(原本)が備え付けられていること	
	有効な点検整備ステッカー及び検査標章が貼付されていること	
2 車両の外観	車体の汚れ、損傷、傾きがないこと	
	オイル、水漏れの痕跡がないこと	
3 ブレーキ	ブレーキペダルの踏みしろが適切であること	
	ブレーキの効き具合が適切であること	
	ブレーキの液量が適切であること	
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適切であること	
4 タイヤ	空気圧が適切であること	
	亀裂、損傷、異常磨耗がないこと	
	バルブキャップが装着されていること	
	溝の深さが適切であること	
	スペアタイヤの状態が適切であること	
	スペアタイヤの取り付けが適切であること	
	ホイールナット締め付けが適切であること	
5 エンジン	冷却水の量が適切であること	
	エンジンオイルの量、質が適切であること	
	エンジンのかかり具合が不良でなく、異音がないこと	
	低速及び加速の状態が適切であること	
6 燃料	燃料の量が適切であること	
7 灯火装置及び方向指示器	点灯、点滅具合が不良でないこと	
	汚れ、損傷、変色がないこと	
8 バックブザー	正常に作動すること	
9 ウィンドウォッシャー	液量が適切であること	
	噴射状態が適切であること	
10 ワイパー	ワイパーの払拭状態が良好であること	
11 デフロスタ	正常に作動すること	
12 燃料タンク	燃料漏れがないこと	
	キャップが装着されていること	
13 異状箇所	(前回までの不良箇所について)修復状態に異状がないこと	
14 その他	タイヤの空気圧が適切であること(タイヤゲージ使用)	
	バッテリーの液量が適切であること	
	ファンベルトの張り具合が適切で、破損がないこと 尿素水の量が適切であること【尿素SCR搭載車のみ】	
15 備考		

点検結果の記入例 良好:○ 不良:× 対象外:-

## 洗車実施記録簿

対象車両	号車
車両ナンバー	
実施日	年 月 日 ( )
確認者	
実施者	

点検項目	内容	結果
車両に付着した埃や砂等が洗い流されているか	① ボディ	
	② 下回り	
	③ ガラス	
	④ ミラー(左、右)	
	⑤ レンズ(前面、後面)	

備考 (洗車しても落ちない目立った汚れやその他気付いた点等があれば記載。また、その場合は当該箇所の写真を併せて添付すること。)	
--	--

(写真添付欄)

(写真添付欄)

(写真添付欄)

(写真添付欄)

## 作業内容・内訳

(\* \* \* \*年\* \*月)

単位:円(税抜)

通番	大項目	中項目	単位	①単価	②数量1	③数量2	合価 (①×②×③)	備考
1	保管費	車両保管費	台/月					
		タイヤ保管費	本/月					
		小計	-	-	-	-		
2	移送費	車両移送費	台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
			台/回					
		台/回						
		待機費	人/時間					
警備費	人/時間							
小計	-	-	-	-				
3	タイヤ配送費	本/回						
		本/回						
		本/回						
		本/回						
		本/回						
		小計	-	-	-	-		
4	管理費	洗車費	台/回					
		車両日常点検費	台/回					
		タイヤ交換費	台/回					
		小計	-	-	-	-		
5	立会費	人/時間						
6	車検証記載事項変更事務費	台/回						
7	車両関係物品送付費	個/回						
		合計(税抜)						
		消費税						
-		合計(税込)	-		-	-		

## 年間予定数量

通番	大項目	中項目	単位	数量1	数量2	備考	
1	保管費	車両保管費	台/月	7台	12ヶ月		
		タイヤ保管費	本/月	21本	12ヶ月		
2	移送費	車両移送費	通常保管場所(神奈川県)⇔北海道	台/回	1台	2回	往復(1回)
			通常保管場所(神奈川県)⇔千葉県	台/回	1台	6回	往復(3回)
			通常保管場所(神奈川県)⇔東京都	台/回	1台	2回	往復(1回)
			通常保管場所(神奈川県)⇔新潟県	台/回	1台	4回	往復(2回)
			通常保管場所(大阪府)⇔石川県	台/回	1台	2回	往復(1回)
			通常保管場所(大阪府)⇔岐阜県	台/回	1台	2回	往復(1回)
			通常保管場所(大阪府)⇔大阪府	台/回	1台	2回	往復(1回)
			通常保管場所(大阪府)⇔和歌山県	台/回	1台	2回	往復(1回)
			通常保管場所(大阪府)⇔広島県	台/回	1台	2回	往復(1回)
			通常保管場所(大阪府)⇔福岡県	台/回	1台	2回	往復(1回)
		通常保管場所(大阪府)⇔熊本県	台/回	1台	2回	往復(1回)	
		待機費	人/時間	1人	8時間	イベント会場での移動が年1回発生すると想定	
警備費	人/時間	4人	8時間	災害地での警備が年4回発生すると想定			
3	タイヤ配送費	通常保管場所(神奈川県)⇔北海道	本/回	4本	1回	片道(1回)	
		通常保管場所(大阪府)⇔熊本県	本/回	4本	1回	片道(1回)	
4	管理費	洗車費	台/回	7台	63回	定期洗車及び移送前洗車、移送後洗車の想定回数。	
		車両日常点検費	台/回	1台	90回	定期点検及び乗車前点検の想定回数。	
		タイヤ交換費	台/回	2台	1回	スタットレスタイヤへの交換が年1回あると想定	
5	立会費		人/時間	1人	8時間	機器類の保守等を想定	
6	車検証記載事項変更事務費		台/回	7台	1回		
7	車両関係物品送付費		個/回	2個	1回	ゆうパック発送費を想定 (140サイズ:保管場所都道府県⇒東京都)	







## 自動車保険（任意保険）内容

担保種目	保険金額
車両	なし
代車費用	なし
付随費用	なし
財物損害	なし
事業用動産	なし
対人賠償	1名につき 無制限
無保険者傷害	なし
対物賠償	1事故につき 500万円、免責金額なし
人身傷害	なし
自損事故	なし
搭乗者傷害	なし